

第84回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始）

場所

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室
(末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件



株主総会
ポータル[®]

スマートフォンでらくらく!

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード[®]を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

日本電波工業株式会社

証券コード 6779

証券コード：6779
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
日本電波工業株式会社
代表取締役執行役員社長 加藤 啓美

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/jp/ir/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第84期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第84期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書用紙において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
- (2) インターネット等により議決権を行使される場合は、後述「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月25日(水曜日)午後5時20分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。
 3. 書面交付請求された株主様へご送付している書類には、法令及び当社定款第19条に基づき、①連結計算書類の連結注記表及び②計算書類の個別注記表は記載しておりませんが、当該書面は監査報告を作成する際に、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 4. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください申し上げますようお願い申し上げます。
 5. **お土産の配布は昨年に引き続き取り止めとさせていただきます。**
 6. 会場内での飲食及び喫煙・写真撮影・録画・録音については禁止させていただいております。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時20分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室

（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月25日（水）午後5時20分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶<https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月19日（木）午後5時20分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、配当の安定的な増加に努めることを基本方針とします。実現した利益は持続的な成長に向けた高付加価値・高品質な商品生産や企業体質の強化のための投資に充当するとともに、健全な財務基盤の維持を前提としたうえで、親会社所有者帰属持分配当率（D〇E）の水準、事業環境等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。

このような基本方針に基づき、今期の剰余金の処分については、以下のとおりといたしたく存じます。なお、昨年11月中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき30円となり、通期における親会社所有者帰属持分配当率（D〇E）は2.4%となります。

[期末配当に関する事項]

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円
総額346,905,105円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日（金）

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたく存じます。

取締役候補者は以下のとおりです。なお、当該候補者の選定は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名で構成される独立諮問委員会の答申を踏まえております。

【参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	出席回数／取締役会
1	再任	男性 加藤 啓美 (かとう ひろみ)	代表取締役 執行役員社長	17回／17回
2	再任	男性 上木 健一 (うえき けんいち)	取締役 常務執行役員	17回／17回
3	再任	男性 及川 英之 (おいかわ ひでゆき)	取締役 常務執行役員	17回／17回
4	再任	男性 菅原 賢一 (すがわら けんいち)	取締役 常務執行役員	17回／17回
5	再任	男性 竹内 謙 (たけうち ゆずる)	取締役 常務執行役員	17回／17回
6	再任 社外	男性 安樂 恒樹 (あんらく こうき)	取締役	17回／17回
7	再任 社外	女性 筧 悦子 (かけひ えつこ)	取締役	17回／17回
8	新任 社外	男性 相神 一裕 (あいがみ かずひろ)	—	—



再任

所有する当社の株式数
30,300株

候補者
番号

1

かとう ひろみ
加藤 啓美

(1952年7月6日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社 入社	2009年10月	当社 取締役 管理本部長
1981年6月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長	2011年6月	当社 常務取締役 管理本部長
1986年9月	NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長	2014年11月	当社 取締役 執行役員副社長 兼 管理本部長
2001年4月	当社 経営企画室長	2019年4月	当社 代表取締役 執行役員社長 (現任)
2001年6月	当社 取締役 経営企画室長		
2003年6月	当社 取締役 総務・人事本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

加藤啓美氏は、当社の経営活動に長年携わり、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに経営政策に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
8,200株

候補者
番号

2

うえ き けんいち
上木 健一

(1966年8月30日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社 入社	2018年7月	当社 技術本部 振動子技術統括部長 兼 第一技術部長
1995年2月	NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 出向	2019年4月	当社 執行役員 技術本部長 兼 振動子技術統括部長
2005年4月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向	2021年6月	当社 取締役 常務執行役員 技術本部長 兼 振動子技術統括部長
2006年6月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役	2023年4月	当社 取締役 常務執行役員 技術本部長(現任)
2012年4月	当社 技術統括本部 第一技術統括部 第一技術部長		
2018年4月	当社 技術本部 振動子技術統括部 副統括部長 兼 第一技術部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

上木健一氏は、当社の技術開発に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向、技術動向及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
11,100株

候補者
番号

3

おいかわ

及川

ひでゆき

英之

(1970年5月4日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1995年1月	当社 入社	2019年7月	NDK EUROPE LTD. 取締役(現任)
2007年1月	NDK EUROPE LTD. フィンランド支店 出向	2020年4月	当社 執行役員 営業サービス本部長
2016年7月	当社 営業サービス本部 民生機器事業部 第五営業部 副部長	2021年6月	当社 取締役 常務執行役員 営業サービス本部長(現任)
2017年4月	NDK EUROPE LTD. 取締役社長	2022年10月	NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役(現任) NDK AMERICA, INC. 取締役(現任)
2019年4月	当社 執行役員 営業サービス本部 副本部長	2024年8月	NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD. 董事(現任)
		2024年9月	NDK TAIPEI CO., LTD. 董事(現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

及川英之氏は、当社の営業活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役社長を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに販社経営に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
7,300株

候補者
番号

4

すがわら
菅原

けんいち
賢一

(1968年5月15日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社 入社	2020年4月	当社 生産本部長 第四製造部長 古川エヌ・デー・ケー株式会社 取締役(現任)
2009年11月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向		函館エヌ・デー・ケー株式会社 取締役(現任)
2017年4月	当社 生産本部 第三製造統括部 第六製造部長		新潟エヌ・デー・ケー株式会社 取締役
2018年4月	当社 生産本部 第三製造統括部長 兼 第六製造部長	2020年7月	当社 執行役員 生産本部長 兼 第四製造部長
2019年4月	当社 生産本部 狭山製造統括部長 兼 第六製造部長	2021年4月	当社 執行役員 生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長
2019年6月	当社 生産本部 狭山製造統括部長	2021年6月	当社 取締役 常務執行役員 生産本部長(現任)
2019年11月	当社 生産本部 狭山製造統括部長 兼 第四製造部長	2024年6月	蘇州日電波電子工業有限公司 董 事(現任)
2020年1月	当社 生産本部 副本部長 兼 狭山製造統括部長 兼 第四製造部長	2025年4月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役(現任) NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役(現任)
2020年3月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

菅原賢一氏は、当社の生産活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
72,546株

候補者
番号

5

たけうち
竹内

ゆずる
謙 (1981年6月2日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

2006年4月	株式会社リクルート入社	2020年4月	当社 営業サービス本部 副本部長 兼 営業企画部長
2012年3月	当社入社	2020年7月	当社 執行役員 営業サービス本部 副本部長 兼 営業企画部長
2013年11月	NDK AMERICA, INC. 出向	2021年6月	当社 取締役 常務執行役員 兼 管理本部長(現任)
2018年7月	当社 営業サービス本部 営業企画 室副室長		
2019年4月	当社 営業サービス本部 営業企画 部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

竹内謙氏は、当社で生産管理業務、海外営業・チップセット営業を経て営業企画部長を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務、市場動向及び海外事情に精通していること、また当社の中長期経営戦略の策定に主導的な役割を果たしていることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任 社外

所有する当社の株式数
1,500株

候補者
番号

6

あんらく
安楽

こうき
恒樹

(1956年10月10日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月	東京国税局 入局	2018年1月	北大島コンクリート工業株式会社 監査役(現任)
2007年7月	国税庁 長官官房 税務相談官	2018年2月	公益財団法人日本財団パラスポーツ サポートセンター 監事(現任)
2010年7月	東京国税局 課税第一部 企画調整官	2020年7月	当社 社外監査役
2015年7月	東京国税局 課税第一部 次長	2023年6月	当社 社外取締役(現任) 一般財団法人BOATRACE振興会 監事(現任)
2016年7月	東京国税局 課税第二部長		
2017年9月	安楽恒樹税理士事務所 開業 公益財団法人日本財団ボランティ アセンター 監事(現任)		

重要な兼職の状況

安楽恒樹税理士事務所

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安楽恒樹氏は、税理士としての専門的な知見と税務に関する豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任 社外

所有する当社の株式数
700株

候補者
番号

7

かけひ

算

えつこ
悦子

(1957年2月5日生)

女性

略歴、当社における地位及び担当

1982年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社	2018年3月	データライブ株式会社 顧問(現任)
2002年1月	同社 サービス事業部プロセス&IT企画担当部長	2018年12月	株式会社アビスト 社外取締役
2010年12月	日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ株式会社 取締役	2023年6月	当社 社外取締役(現任)
2013年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社 CIOサービスJapan担当理事	2024年6月	ナイス株式会社 社外取締役(現任)
		2025年3月	東京都競馬株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

データライブ株式会社 顧問
ナイス株式会社 社外取締役
東京都競馬株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

算悦子氏は、IT業界に長年在籍し、IT・DXに関する豊富な経験と幅広い見識を備えていることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



新任 社外

所有する当社の株式数

0株

候補者
番号

8

あい がみ

相神

かず ひろ

一裕

(1957年10月27日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	セメダイン株式会社 入社	2014年 5月	同社 代表取締役
1990年 4月	株式会社ケンウッド 入社	2014年10月	同社 代表取締役 兼 JVCKENWOOD USA Corporation 取締役社長
2007年 4月	同社 コミュニケーションズ事業部長	2016年 6月	同社 代表取締役 兼 執行役員副社長
2007年 6月	同社 執行役員常務	2021年 3月	同社 退職
2008年 6月	同社 取締役 兼 執行役員常務	2022年 6月	マクセル株式会社 社外取締役 (監査等委員)(現任)
2009年 6月	同社 代表取締役社長		
2011年10月	株式会社JVCケンウッド 取締役 兼 執行役員専務		

重要な兼職の状況

マクセル株式会社 社外取締役(監査等委員)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

相神一裕氏は、株式会社JVCケンウッドにおいて代表取締役を務めるなど、豊富な経営経験に加え、グローバル営業・マーケティング戦略に対する幅広い見識を備えていることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 加藤啓美氏、上木健一氏、及川英之氏、菅原賢一氏、竹内謙氏、安樂恒樹氏、寛悦子氏及び相神一裕氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安樂恒樹氏、寛悦子氏及び相神一裕氏は、社外取締役候補者です。
3. 安樂恒樹氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年になります。なお、同氏は、2020年7月から2023年6月までの間、当社の社外監査役でした。
4. 寛悦子氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年になります。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、安樂恒樹氏及び寛悦子氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合、当該契約は継続する予定です。
6. 本議案が原案どおり承認された場合、当社は、相神一裕氏と会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を700万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
7. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定です。当該保険契約の内容の概要については「事業報告」に記載のとおりとなります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
8. 当社は、安樂恒樹氏及び寛悦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、相神一裕氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役の吉利誠氏は、本総会終結の時をもって辞任する予定です。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたたく存じます。

監査役候補者は以下のとおりです。なお、監査役候補者である森田功氏は、監査役の吉利誠氏に代わって監査役に選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、監査役の吉利誠氏の任期の満了する時までとなります。また、本議案の提出に関しましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。



新任 社外

所有する当社の株式数
0株

もり た いさお
森田 功 (1958年1月1日生)

男性

略歴

1983年4月	東京芝浦電気株式会社 入社	2017年4月	東芝メモリ株式会社 社外常勤監査役
2006年4月	株式会社東芝 青梅デジタルメディア工場 SD製造部長	2019年3月	東芝メモリホールディングス株式会社 (現キオクシアホールディングス株式会社) 社外常勤監査役(現任)
2009年10月	Toshiba Storage Device (Philippines), Inc. 社長		東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社) 監査役(現任)
2013年10月	東芝コンピュータテクノロジー株式会社 取締役		
2014年6月	同社 代表取締役社長	2023年5月	一般社団法人監査懇話会 理事(現任)

重要な兼職の状況

キオクシアホールディングス株式会社 社外常勤監査役
キオクシア株式会社 監査役
一般社団法人監査懇話会 理事

■ 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

森田功氏は、電子部品業界で経営者として活躍した後、常勤監査役を務められています。一般社団法人監査懇話会の理事をされていることもあり、企業の監査業務に豊富な経験と幅広い見識を備えていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 森田功氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森田功氏は、社外監査役候補者です。
3. 本議案が原案どおり承認された場合、当社は、森田功氏と会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を700万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定です。当該保険契約の内容の概要については「事業報告」に記載のとおりとなります。本議案が原案どおり承認された場合には森田功氏は当該契約の被保険者となります。
5. 森田功氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定です。

以上

スキル・マトリクス

当社の経営理念である「社会のニーズを先取りし、質の高いサービスをお客様に提供する。」
「仕事を通じて、人格の高揚をはかる。」にあるとおり、当社の創業者には「製品はその人の人格の反映である」という強い信念があり、当社の役職員には製品・サービスにおいて「品質第一」を追求することを求めています。

それを踏まえた、当社取締役候補者のスキル・マトリクスは次のとおりです。

スキル	加藤 啓美	上木 健一	及川 英之	菅原 賢一	竹内 謙	安樂 恒樹	寛 悦子	相神 一裕
企業経営・戦略	●	●	●	●	●			●
グローバル	●	●	●	●	●		●	●
マーケティング・営業			●		●			●
R&D・技術		●		●				
生産	●	●		●				
財務会計	●					●		
投資・M&A・リスク管理	●							●
人事・労務・人材開発	●				●		●	
情報通信・DX					●		●	
ESG・サステナビリティ				●	●	●		
法務・コンプライアンス	●					●		●

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、各国中央銀行の利上げ等によるインフレ抑制策を行いつつ、急激な景気の後退を回避しています。米国経済は個人消費を中心に底堅く推移しましたが、欧州ではドイツを中心に内需が振るわず、景気の回復は緩やかなものになりました。中国では不動産不況の出口が見えず、内需の低迷が継続しました。このような状況下、米国で発足した新政権が掲げる関税政策により、世界景気の先行きへの不確実性が高まりました。

当社グループの主力事業領域で売上高の約半分を占める車載市場では、世界的な新車販売の減速やEV市場の成長鈍化が見られました。そのような状況下、当社グループの車載向け売上高は期初に予想していた水準には届かなかったものの、前年同期比では増加いたしました。また、当社グループ売上高の約2割を占める移動体通信向けは、大手スマートフォンメーカー向けを中心に売上高は前年同期比で増加いたしました。産業機器向けにおいても、生成AIの需要拡大を受け、データセンターに使用される光トランシーバ向けの販売が予想を上回りました。また、第4四半期(1～3月)より新たにAIサーバ向けの販売を開始しました。この他、プロ仕様カメラ向けで光学製品の売上高が増加したほか、ヘルスケア向けで水晶振動子の売上高が増加いたしました。

以上により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比5.5%増の53,064百万円、営業利益は同6.4%増の4,622百万円となりました。税引前当期利益と当期利益は持分法適用会社に関する投資の減損損失458百万円等を計上したため、それぞれ2,955百万円(前連結会計年度比5.5%減)、1,792百万円(同23.2%減)となりました。なお、同連結累計期間の対米ドル平均為替レートは152.48円(前連結会計年度144.40円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は61億2千9百万円(内、使用権資産10億6千4百万円)であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、借入金18,700百万円を返済し、新たに、株式会社りそな銀行を主幹事、株式会社埼玉りそな銀行を副幹事とするシンジケートローン25,000百万円の借入れを行っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 81 期 (2021年度)	第 82 期 (2022年度)	第 83 期 (2023年度)	第 84 期 (2024年度)
売上高 (百万円)	45,408	52,508	50,309	53,064
当期利益 (百万円)	5,455	6,181	2,334	1,792
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	278.01	268.68	101.11	77.75
資産合計 (百万円)	61,220	64,197	66,171	71,522
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	20,037	24,039	27,373	29,170
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,021.08	1,039.42	1,187.08	1,265.03

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	62,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ (M) SDN. BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日電波電子工業有限公司	20,000千U S \$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK AMERICA, INC.	100千U S \$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千S T G £	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千U S \$	100.0	当社製品の販売
NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.	404千S \$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK TAIPEI CO., LTD.	5,000千N T \$	100.0	当社製品の販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有を含めた割合であります。
2. 2024年9月13日付でNDK ELECTRONICS (HK) LIMITED台北支店を現地法人化し、NDK TAIPEI CO., LTD.を設立しました。なお、NDK ELECTRONICS (HK) LIMITEDは、当現地法人へすべての業務の移管終了後に清算するため、重要な子会社から除外しております。

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2025年度（2026年3月期）を初年度とする3か年の中期経営計画を策定し、以下の構想を重要施策として掲げました。

「Five Pillars + One」構想

事業ポートフォリオ構想として、「Five Pillars + One」としています。車載市場、移動体市場、産機市場、光学市場、特機市場の5つの柱と新事業としての+Oneをバランスよく運営し、成長を続けるソリューションプロバイダーとしての地位を確立します。新事業については現在具現化に向けて準備を進めておりますので、別途発表を計画いたします。

Pillar 1：車載市場

車載事業では、競争が活発なマーケットであり、コスト改善を通じてグローバルシェアを維持します。特に中国向けに対してコスト削減策を実施いたします。これにより、車載市場での競争力を強化し、持続的な成長を目指します。

Pillar 2：移動体市場

移動体市場では、顧客要求であるGPS性能を大幅に改善させた製品や多出力の水晶発振器などの新製品開発投資を通じて高付加価値商品を展開し、利益向上を目指します。NDKの技術力を活かし、オープンイノベーション戦略で市場リーチを拡大します。特に大幅に改善したGPS特性品は、顧客課題を解決する技術として、競争力を維持向上させるものです。さらに、MEMS対抗品を早期に開発することで競争優位を目指します。

Pillar 3：産機市場

産機市場では、生成AIの急速な普及でデータセンターの電力需要は加速度的に拡大し、こうした電力制約を背景に、計算の負担を分散させてAIサーバにうまく振り分け、必要に応じて柔軟に拡張できる仕組みが主流になりつつあります。

この分散化を成立させる鍵が800Gbps～1.6Tbpsクラスの高速度光インターコネクトであり、信号品質を左右する超低ジッタ（信号の揺らぎが極めて少ない）なクロック信号を供給する発振器は光モジュールのコアとなるものです。当社グループは主要クラウド／サーバーベンダーのリファレンス認定を通じて発振器分野でポジションを確立し、次世代製品を投入してAIサーバに不可欠なタイミング・サプライヤーとして成長軸を拡大します。

タイミングデバイス市場においては、IC開発能力の増強がキーとなっております。

Pillar 1-2-3すべての市場で重要視されており、昨年末に英国にエンジニアリングセンターを設置しました。

Pillar 4：防衛市場&宇宙・QCM市場

防衛市場では、無線通信技術の高さを活かし、各種顧客から高い評価を受けています。本事業運営にはセキュリティ対応が必須であり、この度、新たに拠点を追加し、開発力を強化しています。また、宇宙・QCM事業では、JAXAとの共同研究で確立した技術を地上に展開し、半導体製造装置への転用も期待されています。QCM市場では、半導体製造装置へのソリューションビジネスとして展開し、装置メーカーの顧客と協働しながらデータ蓄積を進め、データビジネスを意識した新たなビジネスモデルを構築します。リアルタイムセンシングによって顧客価値を最大化します。QCMセンサを顧客の課題解決策のソリューションシステムを受注すべく、顧客とのコラボレーションを強化していきます。

Pillar 5：光学市場

光学市場では、半導体製造装置やレーザー加工装置における卓越した技術である水晶原石とコーティング技術を活用し、プロ仕様カメラ市場でトップシェアを維持します。プロ仕様市場の拡大に伴い、オンリーワン製品を投入し、競争優位を目指して市場でのポジションを構築します。

上記、「Five Pillars + One」構想を実現するためには、技術戦略が重要となります。

長期的な技術開発戦略

当社グループは、お客様との強いネットワークを通じ、数年後の市場のニーズについては的確に把握しておりますが、その先の市場のニーズはこれまで十分に把握しているとは言い難い状況でした。長期的な市場ニーズの明確化と、それに対する先行開発を行うため、マーケティング部門を設け、各部門との協働をはじめました。マーケティング部門においては、市場ニーズの仮説立案をサポートし、営業部門による顧客ヒアリングや、新事業推進チームによる大学、研究機関、ベンチャーとの連携、知財部門によるIPランドスケープ手法による特許分析等からこれを検証する体制をスタートしようとしています。ここで識別された長期的な市場ニーズに基づいて、新技術の開発を行い、新事業の推進を行っていきます。当社グループは引き続き仮説検証を繰り返すなかで、解像度の高い市場ニーズを設定し、連続的、持続的に新たなソリューションを市場にご提案していきます。

リスク管理

重要施策を実現するために、リスク管理委員会において、これを阻害するリスクについて適切に対応する体制を整備しています。

当連結会計年度においては、デカップリングリスク、製品軍事利用風評リスク、気候変動対応リスク、関係会社管理リスク、情報セキュリティリスク、業界再編リスクの6つのリスクを重点管理リスクとして識別し、それぞれ対応を明確にし、リスク管理計画を策定し、モニタリングをしています。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品 目	主 要 製 品 名
水晶振動子	産業用水晶振動子 (移動体通信用、固定通信用、計測器用等) 民生用水晶振動子 (コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等)
水晶発振器	水晶発振器
そ の 他	人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ、信号発生器、周波数シンセサイザ

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所 (東京都渋谷区) 関西営業所 (大阪府大阪市) 中部営業所 (愛知県岡崎市)
	生産拠点	狭山事業所 (埼玉県狭山市)
	開発拠点	狭山事業所 (埼玉県狭山市) 千歳テクニカルセンター (北海道千歳市)

② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC. (アメリカ・イリノイ州) NDK EUROPE LTD. (イギリス・ロンドン) NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD. (シンガポール) NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD. (中国・上海、中国・深圳) 蘇州日電波電子工業有限公司 営業部 (中国・蘇州) ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. SALES DEPT. (マレーシア・セランゴール州) NDK TAIPEI CO., LTD. (台湾・台北)
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社 (宮城県大崎市) 函館エヌ・デー・ケー株式会社 (北海道函館市)
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) 蘇州日電波電子工業有限公司 (中国・蘇州)

(注) 2024年9月13日付でNDK ELECTRONICS (HK) LIMITED台北支店を現地法人化し、NDK TAIPEI CO., LTD.を設立しました。なお、NDK ELECTRONICS (HK) LIMITEDは、当現地法人へすべての業務の移管終了後に清算いたします。

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,334名	△32名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
674名	△4名	43.1歳	16.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行 シンジケートローン	25,000
中国工商銀行	1,986

(注) 1. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を主幹事、株式会社埼玉りそな銀行を副幹事とする複数の金融機関からの借入によるものです。
2. 中国工商銀行からの借入は人民元建てで、残高の96.5百万円を当社期末レートにて換算した額です。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 23,128,605株
(自己株式1,598株を含む。) |
| ③ 株主数 | 11,340名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,174	13.72
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,397	6.04
S I X S I S L T D.	1,000	4.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	794	3.43
株式会社りそな銀行	667	2.88
竹 内 敏 晃	623	2.69
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	616	2.66
株式会社埼玉りそな銀行	610	2.63
R E F U N D 1 0 7 - C L I E N T A C	540	2.33
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SG FAO WILL FIELD CAPITAL PTE. LTD.	379	1.64

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数 (1,598株) を控除して算出しております。なお、当該自己株式には、後記「その他株式に関する重要な事項」記載の業績連動型株式報酬の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式67,500株を含んでおりません。

2. 2024年7月29日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者2社が、2024年7月22日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	318	1.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	621	2.69
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	370	1.60

3. 2024年8月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及びその共同保有者1社が、2024年8月15日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	102	0.44
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	738	3.19

4. 2024年9月5日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が、2024年8月30日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	172	0.74
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	614	2.65
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	364	1.58

5. 2024年11月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が、2024年10月31日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	1,175	5.08

6. 2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が、2025年1月31日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	694	3.00

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入しております。2025年3月31日現在において、当該業績連動型株式報酬の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当社株式は67,500株であります。

（2）新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
竹内 敏 晃	取 締 役 会 長	
加藤 啓 美	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長	
上 木 健 一	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	技術本部長
及 川 英 之	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	営業サービス本部長
菅 原 賢 一	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長
竹 内 謙	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	管理本部長
諏 訪 頼 久	取 締 役	
安 樂 恒 樹	取 締 役	安樂恒樹税理士事務所
筧 悦 子	取 締 役	データライブ株式会社 顧問 ナイス株式会社 社外取締役 東京都競馬株式会社 社外取締役
坂 入 夏 彦	常 勤 監 査 役	
吉 利 誠	監 査 役	
吉 田 美 菜 子	監 査 役	マイル法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役諏訪頼久氏、取締役安樂恒樹氏及び取締役筧悦子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉利誠氏及び監査役吉田美菜子氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役諏訪頼久氏、取締役安樂恒樹氏、取締役筧悦子氏、監査役吉利誠氏及び監査役吉田美菜子氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は5氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変 更 後	変 更 前	
筧 悦 子	データライブ株式会社 顧問 ナイス株式会社 社外取締役 東京都競馬株式会社 社外取締役	データライブ株式会社 顧問	ナイス株式会社 2024年6月27日 東京都競馬株式会社 2025年3月26日

6. 取締役を兼職しない執行役員の2025年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執行役員	品質保証 本部長
青 山 通 郎	執行役員	財務担当
若 松 俊 一	執行役員	技術本部 副本部長
増 川 玉 彦	執行役員	生産本部 副本部長

7. 当事業年度後、執行役員青山通郎氏は執行役員を退任する予定です（2025年6月26日付）。
 8. 当事業年度後、執行役員増川玉彦氏は執行役員を退任し、顧問（狭山施設・調達担当）に就任予定です（2025年6月26日付）。
 9. 当事業年度後、次のとおり地位、担当及び重要な兼職の状況を変更し、または変更する予定です。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		異 動 年 月 日
	変 更 後	変 更 前	
菅 原 賢 一	生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役	生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長	2025年4月1日
若 松 俊 一	執行役員 技術本部 副本部長 技術本部 部品開発課長	執行役員 技術本部 副本部長	2025年6月26日

10. 当事業年度後、次のとおり新たに執行役員を選任する予定です（2025年6月26日付）。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山 口 剛	執行役員	管理本部 財務部長 管理本部 財務部 資金課長
大 西 直 樹	執行役員	特機事業部長
山 口 寿美子	執行役員	管理本部 総務人事部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに国内子会社の取締役、監査役であり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

非金銭報酬等については、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会において、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）を対象に中長期的な業績向上・企業価値向上への貢献意欲の向上を目的とし、業績達成度等に基づき付与したポイントに応じた株式等を信託形式で対象者の退任時に付与する業績連動型株式報酬制度を導入する旨決議しております。なお、当社株式の取得資金の上限は1事業年度あたり63百万円（うち、取締役分として46百万円）であります。また、かかる株主総会決議時点において、取締役6名、執行役員4名が対象となっております。

ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を決議し、2023年8月25日開催の取締役会において、かかる基本方針を一部改訂する旨決議しました。その内容は次のとおりです。なお、この基本方針は独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の諮問を経ております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、この方針に基づき報酬案が作成され独立諮問委員会の諮問を経て決定されたものであることから、この方針に沿うものと判断しております。

(取締役報酬決定に関する基本方針)

a. 基本方針

取締役の報酬体系は、グローバル企業としての持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう企業価値の向上と連動した報酬体系であるとともに、優秀な人材の確保・維持に相応しい水準・構成とすることを基本方針とする。個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする。具体的には、代表取締役、執行役員を兼任する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期的な業績連動報酬としての賞与、並びに中長期的な業績連動報酬としての株式報酬により構成され、その他の取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみから構成される。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、属性、役位、職責等に応じ、他社水準、従業員給与の水準、経営環境等を総合的に勘案して決定されるものとする。

その額は、役員報酬に関する内規に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

c. 短期的な業績連動報酬（賞与）の内容及び額の決定に関する方針

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、毎年一定の時期に支給するものとする。その額は各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、役員報酬に関する内規に定める算定式に基づく算定結果と個人別貢献度等を勘案し、独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

d. 非金銭報酬（株式報酬）の決定に関する方針

株式報酬は、中長期の業績と連動する報酬として支給し、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有する仕組みとしている。その額は、株式給付規程の定めにより決定する。

e. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬の割合

中期経営計画の目標達成時にそれぞれの役位において、役員の基本報酬、賞与、株式報酬の比率の目安は次による。

役員の種別	基本報酬	賞与	株式報酬
代表取締役、執行役員を兼任する取締役	63%	27%	10%
その他の取締役	100%	0%	0%

(注) 業績連動報酬の指標として、連結営業利益を選択した理由は、経営指標として重視し、経営活動全般の利益を表すものであるためです。なお、前事業年度の連結営業利益は、4,344百万円であります。

ハ. 監査役の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、その職責に鑑み、月例の固定報酬である基本報酬のみから構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	234 (21)	187 (21)	53 (-)	△5	9 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	30 (12)	30 (12)	-	-	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として社外取締役を除く取締役に賞与を支給しております。業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法については、前記「取締役報酬決定に関する基本方針」のとおりです。
2. 非金銭報酬等として、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会における業績連動型株式報酬制度を導入する旨の決議と、2023年8月7日開催の取締役会における詳細決定決議に基づき、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）に当該業績連動型株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容等は、前記「役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」「取締役報酬決定に関する基本方針」記載のとおりです。
なお、非金銭報酬等の額には、当社の掲げる中期経営計画に対応する期間の業績達成度等を勘案し、前事業年度から当事業年度にかけて付与した仮ポイントを調整したポイント数に、持分決済型部分については信託が当社株式を取得した際の時価を、現金決済型部分については決算日の株価を乗じ、減額計上した額を記載しております。
3. 社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
諏訪 頼久	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、すべて出席しております。取締役会において、主に経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、業績、設備投資、品質保証に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員を選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務め、2023年6月27日開催の第82回定時株主総会以降、当委員会の委員長を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、すべて出席し、社長の後継者育成計画、役員人事等につき意見を述べております。</p>
安樂 恒樹	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、すべて出席しております。取締役会において、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業戦略、財務会計に関する質問や意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員を選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、社長の後継者育成計画、役員人事等につき意見を述べております。</p>
筧 悦子	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、すべて出席しております。取締役会において、DXや人材開発に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、DXの推進、従業員の育成制度に関する質問や意見を述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>
吉利 誠	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は14回開催され、すべて出席しております。取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、事業戦略、業績に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>
吉田美菜子	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は14回開催され、すべて出席しております。取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、内部監査やビジネスと人権に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 太陽有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務内容を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。
2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 非監査報酬の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として英文財務諸表に係る英文レビューアドバイザー業務の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人太陽有限責任監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、7,477万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

（5）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上を図り、配当の安定的な増加に努めることを基本方針とします。実現した利益は持続的な成長に向けた高付加価値・高品質な商品生産や企業体質の強化のための投資に充当するとともに、健全な財務基盤の維持を前提としたうえで、親会社所有者帰属持分分配率（D〇E）の水準、事業環境等を総合的に勘案し、配当を行うことといたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議しております。また、2008年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制に関する定めを「1取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に追加しております。そして、2015年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

(内部統制基本方針)

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会の設置、並びに取締役及び使用人へのコンプライアンス教育の実施等により、法令・定款等の遵守体制の確立と維持・向上を推進する。内部監査室は、コンプライアンスの状況等について監査し、代表取締役社長にその結果を報告する。内部通報制度を構築し、法令違反その他コンプライアンス上疑義のある行為等についての社内情報を吸いあげ、その情報の分析・活用を図る。
 - (2) 反社会的勢力及び団体による不当な要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、関係機関と緊密な連絡を取り、反社会的勢力等との取引関係の排除、その他一切の関係を持たないよう努める。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書の管理責任者、保存すべき範囲、保存期間、保存場所等を定める。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社対応は、リスク管理委員会が行う。
 - (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程・マニュアルを整備し、それに基づき管理するとともに、研修を実施して管理能力を高める。
 - (3) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。リスクが顕在化した場合は、マニュアル等に基づき、組織的に迅速かつ適正な対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図る。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営の意思決定と実行の迅速化のため、執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会（原則月1回開催）において、取締役会で決議された中期経営方針に基づき事業計画の立案と策定を行い、取締役会で決議された事業計画に基づく事業の進捗管理、並びに将来の事業計画について討議をし、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議をする。取締役会での決議事項については、執行役員会で審議まで行い、取締役会に上程する。
 - (2) 取締役会（原則月1回開催）において、執行役員会にて審議された事項の他、法令で定められた事項、及び経営の基本方針をはじめとする重要事項について意思決定を行い、執行役員の担当業務を決定し、そして執行役員の業務執行の状況を監督する。
 - (3) 取締役会及び執行役員会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の各種規程において、各担当業務の責任や役割、職務を定め、また各本部・部門にて部門方針・目標を策定し、責任の明確化と業務の効率化を図る。

- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に従い、当社グループ会社が決定する重要事項の情報の共有化を図るとともに、グループ全体の適正な経営管理体制を構築する。
 - (2) 子会社管理の担当執行役員・担当部署は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の管理をし、また各子会社へ業務執行に関する定期的な報告を求める。また執行役員会において、定期的に各子会社の取締役から、業務及び取締役等の職務の執行状況の報告を受ける。
 - (3) リスク管理委員会にて当社グループ全体の横断的なリスク管理を行い、子会社のリスク管理状況も含めたモニタリングを行う。
 - (4) コンプライアンス委員会にて当社グループ会社のコンプライアンス体制を検討・整備し、当社グループ会社へコンプライアンス事項の周知・徹底を図る。また内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図る。更に、各グループ会社にコンプライアンス推進責任者を置く。
 - (5) 監査役及び内部監査室は、当社及びグループ各社の状況の監査を実施する。

- 6 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務の補助をすべき使用人を必要とした場合は監査役付（使用人）を置くこととし、当該使用人の独立性を確保し、当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とするほか、人事考課は常勤監査役が行うものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人による不正な行為等を発見したとき等には、各社の取締役及び使用人が監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - (2) 内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図ると共に、内部通報窓口担当者は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要な会議に出席する。

- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施する。
 - (2) また、監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施する。
 - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社の企業倫理規程に基づきNDKグループCSRガイドラインを制定しており、反社会的勢力を排除し、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に従った事業活動を行っております。同指針は、RBA（Responsible Business Alliance）が定めたRBA行動指針（RBA Code of Conduct）及び各都道府県における暴力団排除条例に準拠した内容となっております。

昨今発生したメディアにおける人権侵害事案を受けて、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの状況をさらに強固にするために、全社におけるCSR研修の実施を行い、コンプライアンス遵守の体制構築をさらに強化しております。また、グループ間内部統制をさらに充実させるため、グループ間内部統制ワーキンググループを組成し、決裁基準や稟議フローの統一、重要規程の統一等の諸活動を推進し、当社グループにおける内部統制の強化を図っております。リスク管理委員会において、中国デカップリングリスクを含む重点管理リスクを識別し、リスク管理計画を策定、リスクに対する全社的な強靱性を確保しております。このような取り組みの結果、米国の新関税施策に対して、いち早く対応を進めております。

- (2) 重要事項の決定に関しましては、社内規程で定められた権限に従い、取締役会又は執行役員会で審議及び決議されるほか、稟議により決裁されております。これらの記録は、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として社内規程に従って保管されております。

- (3) 当社の取締役会は、審議時間を十分に確保して運営されております。当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的に協議を開いて活発に意見を交換し、取締役会の席上では積極的に意見を表明しており、独立した立場で経営の実効性を高めるための助言を適宜行っております。また、取締役会の下に、独立社外取締役を委員長とし社外役員、社内役員で構成され、取締役・執行役員の選解任・報酬について答申する独立諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

当事業年度において独立諮問委員会は3回開催されました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,482	流 動 負 債	12,155
現金及び現金同等物	15,881	借 入 金	803
営 業 債 権	12,705	リ ー ス 負 債	768
棚 卸 資 産	10,480	営業債務その他の未払勘定	9,469
未収法人所得税等	31	未 払 法 人 所 得 税 等	345
そ の 他	4,383	そ の 他	768
非 流 動 資 産	28,039	非 流 動 負 債	30,196
有 形 固 定 資 産	19,716	借 入 金	25,808
無 形 資 産	2,280	リ ー ス 負 債	2,171
持分法で会計処理されている投資	2,096	繰 延 税 金 負 債	18
そ の 他 の 金 融 資 産	1,462	従 業 員 給 付	1,682
繰 延 税 金 資 産	1,223	引 当 金	484
そ の 他	1,261	政 府 補 助 金 繰 延 収 益	8
		そ の 他	22
		負 債 合 計	42,351
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	29,170
		資 本 金	5,596
		資 本 剰 余 金	3,290
		その他の資本の構成要素	1,741
		利 益 剰 余 金	18,541
		資 本 合 計	29,170
資 産 合 計	71,522	負 債 及 び 資 本 合 計	71,522

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	53,064
売上原価	37,000
売上総利益	16,063
販売費及び一般管理費	9,456
研究開発費	2,085
その他の営業収益	243
その他の営業費用	142
営業利益	4,622
金融収益	67
金融費用	1,120
持分法による投資損益	△155
持分法による投資の減損損失	△458
税引前当期利益	2,955
法人所得税費用	1,162
当期利益	1,792
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	643
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	91
振替のない項目に係る法人所得税	△35
小計	699
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	2
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額	△0
小計	2
税引後その他の包括利益	701
当期包括利益	2,494
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,792
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する包括利益	2,494

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		株式払込剰余金	自 己 株 式	資本剰余金合計
2024年4月1日時点の残高	5,596	3,386	△91	3,294
当期包括利益				
当期利益				-
その他の包括利益				
確定給付制度の再測定				-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				-
在外営業活動体の換算差額				-
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額				-
当期包括利益合計	-	-	-	-
所有者との取引額等				
剰余金の配当				-
株式報酬取引		△3		△3
自己株式の取得			△0	△0
所有者との取引額等合計	-	△3	△0	△3
2025年3月31日時点の残高	5,596	3,383	△92	3,290

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の 所有者に帰 属する持分 合計	資本合計
	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	在外営業活動 体の換算差額	持分法による その他の包括 利益に対する 持分相当額	その他の資本の 構成要素合計			
2024年4月1日時点の残高	337	1,331	15	1,683	16,799	27,373	27,373
当期包括利益							
当期利益				—	1,792	1,792	1,792
その他の包括利益 確定給付制度の再測定				—	643	643	643
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	56			56		56	56
在外営業活動体の換算差額		2		2		2	2
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額			△0	△0		△0	△0
当期包括利益合計	56	2	△0	58	2,436	2,494	2,494
所有者との取引額等 剰余金の配当				—	△693	△693	△693
株式報酬取引				—		△3	△3
自己株式の取得				—		△0	△0
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	△693	△697	△697
2025年3月31日時点の残高	393	1,333	14	1,741	18,541	29,170	29,170

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、第61条第1号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は記載を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称 古川エヌ・デー・ケー株式会社、函館エヌ・デー・ケー株式会社、
NDK QUARTZ (M) SDN.BHD.、
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.、蘇州日電波電子工業有限公司、
NDK TAIPEI CO., LTD.
NDK AMERICA, INC.、NDK EUROPE LTD.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・主要な持分法適用会社の名称 NDK SAW devices株式会社

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

イ. 金融商品

①金融資産

i) 当初認識及び当初測定

当社グループは、営業債権その他の受取勘定を発生時に当初認識しており、その他の金融資産は契約当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時においては、すべての金融資産を公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益で認識しております。

ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を以下の区分に分類しております。

a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却額及び認識が中止された場合の利得または損失は、当期の純損益で認識しております。

b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の条件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を純損益に振り替えております。

c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能な選択をした資本性金融商品につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を利益剰余金に直接振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金につきましては純損益として認識しております。

d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記に分類した金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産につきましては、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権等につきましては、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に移転した場合に、認識を中止しております。

②金融負債

当社グループは、すべての金融負債を契約の当事者となった取引日に当初認識しております。当該金融負債は、デリバティブを除き当初認識時に公正価値から発行に直接起因する取引費用を控除して測定しており、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループでは、義務を履行した場合、もしくは契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に金融負債の認識を中止しております。

③金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合には、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

i) デリバティブ

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために為替予約、通貨スワップを、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。デリバティブは契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していない、またはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しております。

ii) ヘッジ会計

当社グループは、金利スワップについてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

当社グループでは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用するヘッジ手段とヘッジ対象についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジの効果について、ヘッジ開始時と

ともに、その後も継続的に評価を実施しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素に累積しております。その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段にかかる金額は、ヘッジ対象が純損益に与える期間に、純損益に振り替えております。

ロ. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できないまたは未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎期同じ時期に見積もっております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

ハ. 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により評価しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主に原材料に関しては移動平均法、製品・半製品・仕掛品に関しては先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。加工費には、固定及び変動の製造間接費の適切な配賦額も含めております。

二. 従業員給付

確定給付制度の債務額は、当期及び前期以前の勤務の対価として従業員が獲得した将来の給付の見積額を現在価値に割り引いた額から、制度資産の公正価値を差し引いた額であります。割引率は、期末日現在の、満期までの期間が確定給付制度債務と近似する優良社債の利回りを使用しております。計算は、予測単位積増方式により、資格を持つ年金数理人が行っております。確定給付制度の債務額の純額の再測定により生じる調整額は、その他の包括利益として即時に認識し、利益剰余金に振り替えております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法等

イ. 有形固定資産

①所有資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去並びに設置していた場所の原状回復費用及び適格資産の取得、建設または生産に直接起因する借入費用が含まれております。

②取得後の支出

有形固定資産の一部を交換するために要する費用は、当該部分に伴う将来の経済的便益がもたらされることが予想され、当該費用を信頼をもって算定できる場合はその帳簿価額で認識し、交換された部分の帳簿価額については認識を中止しております。日常的に行う有形固定資産の保守費用は、発生時に費用処理しております。

③減価償却費

使用可能となった日から減価償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～15年
- ・工具器具及び備品 2～20年

土地及び建設仮勘定については減価償却を行っておりません。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

ロ. 無形資産

①のれん

のれんは、当社グループが取得した持分の取得原価が、識別可能な取得資産負債の公正価値の純額を上回る場合の超過額を示しております。のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で測定しております。のれんの償却は行わず、每期減損テストを行い、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損の戻入は行っておりません。

②その他の無形資産

その他の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

その他の無形資産には、主としてソフトウェアや特許権が含まれております。

③研究開発

新しい科学的または技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理しております。開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用または販売する意図及びそのための十分な資源を当社グループが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

④事後的な支出

無形資産の事後的な支出は、その支出が関連する特定の資産に対する将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。それ以外の支出は、発生時に費用処理しております。

⑤償却額

のれん以外の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き使用可能となった日から償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

・ソフトウェア	3～5年
・特許権	12年

(3) リース

当社グループは、IFRS第16号に基づき、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。

イ. リース負債

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分をリースの計算利率または計算利率を容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

ロ. 使用権資産

使用権資産については、リース負債の当初測定額から当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定し、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間に渡り定額法により減価償却を行っております。

ハ. 短期リース及び少額資産リース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料をリース期間に渡り定額法により費用として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的

価値及び必要に応じてその負債に特有のリスクを反映させた割引率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローにより、引当金の額を算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

イ. 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

ロ. 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

(5) 収益認識

当社グループは、IFRS第15号を適用したことにより、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの事業内容は、水晶振動子、水晶機器等の水晶デバイス、応用機器、人工水晶及び水晶等の水晶関連製品の一貫製造とその販売であり、当事業で計上する収益を、顧客との契約に従い売上高として計上しております。

当社グループの製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

イ. 外貨建取引

外貨による取引は、取引日の為替レートで各グループ会社の機能通貨に換算しております。外貨建金銭債権債務は期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算差額は純損益として認識しております。取得原価で測定された外貨建の非金銭債権債務は取引日の為替レートで、公正価値で測定された外貨建の非金銭債権債務はその公正価値が測定された日の為替レートで機能通貨に換算しております。

ロ. 在外営業活動体の財務諸表

機能通貨が日本円以外である在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、平均レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、在外営業活動体の換算損益として、その他の包括利益で認識しております。

5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「4.会計方針に関する事項(5)収益認識」に記載のとおりであります。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	1,223

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7.未適用の新基準及び解釈指針

2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から強制適用されるため、当社グループでは2028年3月期からの適用を予定しております。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」と置き換わり、IAS第1号は廃止されます。IFRS第18号においては、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられています。これらの適用による連結計算書類への影響については検討中です。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当額

営業債権 23百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 61,314百万円

3. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 6,500百万円

借入実行残高 -百万円

(差引) 借入未実行残高 6,500百万円

4. 財務制限条項

当社は、2025年3月26日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,000百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。

(連結包括利益計算書に関する注記)

その他の営業収益及び営業費用については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
設備賃貸料収入（注）1	30
政府補助金（注）2	17
和解費用引当金戻入益（注）3	2
その他の収益	193
その他の営業収益 計	243
固定資産処分損（注）4	76
減損損失	0
休止固定資産減価償却費	35
その他の費用	30
その他の営業費用 計	142

(注) 1. 子会社が所有する建物の一部を賃貸しております。

2. 国または地方公共団体から受領した従業員の雇用及び設備投資の実施に係る補助金を、関連する費用を認識する期間にわたり政府補助金として認識しております。

3. 当社製品に起因する顧客の損害に対する当社負担見積額に対して和解費用引当金を計上しております。一部の和解費用引当金については、金額が確定したことにより、見積金額との差額を和解費用引当金戻入益として認識しております。

4. 当期の固定資産処分損は、主に連結子会社が保有する建物の解体撤去費用であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

23,128,605株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	346	15.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	346	15.00	2024年9月30日	2024年12月9日

(注) 1. 2024年6月26日開催の定時株主総会の配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2. 2024年11月8日開催の取締役会決議の配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2025年6月26日開催予定の第84回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	346	15.00	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの通常の営業過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクが発生しております。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

経営者はリスク管理方針に基づき、信用リスクにさらされている金融資産を継続的に監視するとともに、一定額以上の与信を必要とする顧客について外部信用調査会社のレポート等を参考に信用評価を行っております。当連結会計年度末時点において、当社グループは、顧客に対して金融資産に対する担保は要求しておりません。

現金及び現金同等物、デリバティブ金融商品等の金融取引は、信用度の高い金融機関とのみ行っており、

信用リスクはほとんどないと判断しております。営業債権以外の償却原価により測定する金融資産については、12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが、過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるため貸倒引当金を計上しておりません。

なお、当連結会計年度末時点において、重要な信用リスクの発生はありません。

デリバティブ金融商品を含む金融資産の信用リスクの最大エクスポージャーは、それぞれ帳簿価額として連結財政状態計算書に表示しております。

当社グループは、営業債権等の償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増大等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。ただし、当社グループが保有するすべての営業債権については、重大な金融要素を含んでいないため、信用リスクの著しい増大を考慮せず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。営業債権は、法人顧客に関する債権であり、信用リスクの特性がほぼ同質であることから全体を一つのグループとして設定し、過去の貸倒実績率に将来の状況を加味した引当率を利用し、貸倒引当金を集散的に計上しております。

また、当社グループは、営業債権等について、以下の状況となった場合に債務不履行とみなしております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性増加

債務不履行となった場合には信用減損金融資産としており、個別債権ごとに過去の信用損失の実績及び将来の回収可能見込額等を加味し、個別で評価しております。

営業債権に対する引当額は、受け取るべき金額を回収することが不可能であることを確信するまでの過程で使用しており、回収不能であると判断した際に、当該金融資産の総額の帳簿価額を直接償却しております。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり困難に直面するリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで管理しており、さらに金融機関より随時利用可能な信用枠を確保しているため、このようなリスクは少ないと考えております。また、金融資産及び金融負債の満期分析も定期的に更新しております。

(3) 金利リスク

当社は、グループ会社の資金調達について統制及び監視を行っており、借入額及び借入の諸条件について当社の承認を得ずに契約を締結することを禁じております。当社は固定金利か変動金利かを選択する際、契約締結時及び将来の経済状況について十分に考慮しており、さらに契約締結後もその有効性を継続的に検証しております。また、当社は金利の変動によるキャッシュ・フローの変動の影響を回避する目的で、金利スワップを利用することがあります。

(4) 為替リスク

当社グループは、円貨以外の通貨の売上に対して為替リスクを有しており、このリスクは主に米ドルから生じております。なお、当社グループは外貨で認識されたすべての営業債権のうち、少なくとも80%については先物為替予約による為替リスクヘッジを行っており、そのほとんどは4ヶ月以内に期日が到来するものです。また、その他の外貨建金融資産及び金融負債に関しても、短期的な貸借不均衡を是正するために、必要に応じスポット・レートによる外貨の売買を通じて、為替リスクの許容範囲を超えないように管理しております。外貨建金融資産及び金融負債に対するリスクヘッジのために先物為替予約または通貨スワップを利用した場合の公正価値の変動、及び外貨建金融資産及び金融負債から生じる為替差損益は、いずれも連結包括利益計算書の金融収益及び金融費用で認識しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(公正価値及び帳簿価額)

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の公正価値及び連結財政状態計算書上の帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する資産		
その他の金融資産	1,262	1,262
デリバティブ資産	58	58
償却原価で測定する資産		
現金及び現金同等物	15,881	15,881
営業債権その他の受取勘定	13,040	13,040
その他の金融資産	200	200
公正価値で測定する負債		
デリバティブ負債	—	—
償却原価で測定する負債		
営業債務その他の未払勘定等	9,480	9,480
借入金	26,611	26,986

公正価値の算定方法は次のとおりであります。

(1) 公正価値で測定するその他の金融資産

これらは主に市場価格で公正価値を測定しております。

(2) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

これらは金融機関による時価に基づいて公正価値を測定しております。

(3) 償却原価で測定する資産、営業債務その他の未払勘定等

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、当該帳簿価額を公正価値としております。

(4) 借入金

長期借入金の公正価値は、類似する負債の現在の借入金利を用いた割引後の将来キャッシュ・フローに基づいており、レベル2に分類されます。

(公正価値ヒエラルキー)

当社グループは、公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルで開示しております。

レベル1－活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2－レベル1に属さない、直接または間接に観察可能なインプット

レベル3－観察可能な市場データによる裏付がない観察不能なインプット

当社グループは、各レベル間の振替を連結会計年度末日において認識しております。

連結会計年度末時点における、経常的に公正価値により評価される金融資産及び金融負債の内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	64	－	－	64
ゴルフ会員権	－	59	－	59
デリバティブ資産	－	58	－	58
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	748	－	383	1,131
ゴルフ会員権	－	6	－	6
資産合計	812	124	383	1,320
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	－	－	－
負債合計	－	－	－	－

(注) レベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,265円03銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 77円75銭 |

株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 67,500株 期中平均の当該自己株式の数 67,500株

(固定資産の減損に関する注記)

有形固定資産

当社グループは、会社別・事業所別に、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位(資金生成単位)を基礎としてグルーピングを行っております。将来の活用が見込まれていない遊休資産は、個々の資産単位をグループとしております。

当連結会計年度においては、該当事項はありません。

(持分法による投資の減損損失)

NDK SAW devices株式会社への投資について減損の兆候が認められたため、減損テストを実施した結果、当初想定していた収益性が見込めなくなったことにより、458百万円の減損損失を計上いたしました。

当該回収可能価額は使用価値により算定しております。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

当社は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役等を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式数は67,500株、その帳簿価額は89百万円です。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	31,873	流動負債	10,565
現金及び預金	10,882	買掛金	5,540
受取手形	16	短期借入金	970
電子記録債権	891	未払金	939
売掛金	11,974	未払費用	2,591
商品及び製品	2,479	未払法人税等	15
仕掛品	542	役員賞与引当金	55
原材料及び貯蔵品	781	その他の負債	452
未収入金	136	固定負債	28,190
未収法人税等	4	長期借入金	25,000
未収消費税等	2,302	退職給付引当金	1,642
その他の負債	1,860	和解費用引当金	128
固定資産	24,041	株式報酬引当金	19
有形固定資産	8,464	資産除去債務	287
建物	2,601	その他の負債	1,112
機械及び装置	2,564	負債合計	38,755
土地	989	純資産の部	
その他の他	2,307	株主資本	16,823
無形固定資産	2,165	資本金	5,596
ソフトウェア	51	資本剰余金	2,760
その他の他	2,114	その他資本剰余金	2,760
投資その他の資産	13,411	利益剰余金	8,558
投資有価証券	919	利益準備金	158
関係会社株式	9,209	その他利益剰余金	8,399
関係会社出資金	2,214	繰越利益剰余金	8,399
繰延税金資産	409	自己株式	△91
敷金	102	評価・換算差額等	336
その他の他	557	その他有価証券評価差額金	336
資産合計	55,915	純資産合計	17,159
		負債・純資産合計	55,915

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,426
売上原価	36,458
販売費及び一般管理費	7,968
営業外収益	7,124
営業外費用	843
受取利息及び配当金	1,228
貸付の利益	666
その他	76
営業外費用	1,971
支払利息	260
貸与資産減価償却費	539
休止固定資産減価償却費	28
為替差損	399
その他	541
経常利益	1,770
特別利益	1,044
その他	18
特別損失	16
固定資産処分損	16
税引前当期純利益	1,046
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等	△4
法人税等調整額	142
当期純利益	891

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,596	2,760	2,760	88	8,271	8,360
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				69	△763	△693
当 期 純 利 益					891	891
自己株式の取得						
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)</small>						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	69	127	197
当 期 末 残 高	5,596	2,760	2,760	158	8,399	8,558

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 の 合 計	
当 期 首 残 高	△91	16,626	250	250	16,876
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△693			△693
当 期 純 利 益		891			891
自己株式の取得	△0	△0			△0
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)</small>			85	85	85
事業年度中の変動額合計	△0	196	85	85	282
当 期 末 残 高	△91	16,823	336	336	17,159

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

① 商品、製品、半製品及び仕掛品……………先入先出法

② 原材料……………移動平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～47年

機械及び装置…………… 2～8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア…社内における利用可能期間

(3～5年)

特許権……………12年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって
おります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生した事業年度において全額を費用処理しております。

(4) 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

役員等に対する将来の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、役員等に割り当てられるポイントの見込数に応じた給付額を基礎として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	409

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 29,634百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- (1) 短期金銭債権 9,969百万円
- (2) 短期金銭債務 5,533百万円
3. 取締役、監査役に対する長期金銭債務 11百万円
4. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 6,500百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| (差引) 借入未実行残高 | 6,500百万円 |
5. 財務制限条項
- 当社は、2025年3月26日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,000百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。
- ・各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上に維持する。
 - ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- ① 売上高 34,470百万円
- ② 仕入高 29,562百万円
- (2) 営業取引以外の取引による取引高 2,568百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	68,651株	447株	－株	69,098株

(変動事由の概要)

普通株式の増加株式数の主な要因は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	313百万円
減価償却費	111百万円
減損損失	180百万円
子会社株式評価損	1,528百万円
未払賞与	230百万円
和解費用引当金	40百万円
退職給付引当金	515百万円
繰越欠損金	3,452百万円
組織再編に伴う関係会社株式	903百万円
その他	254百万円
繰延税金資産小計	7,529百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,452百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,517百万円
評価性引当額小計	△6,969百万円
繰延税金資産合計	559百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△149百万円
繰延税金負債合計	△149百万円
繰延税金資産(△負債)の純額	409百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
寄付金等永久に損金に算入されない項目	9.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△33.8%
住民税均等割り	1.1%
評価性引当額の増減	△16.8%
欠損金当期末期限切れ	43.1%
税率変更による影響	△18.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.8%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 兼任等	事業 上の 関係				
子会社	NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	3,285	売掛金	823
子会社	NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	直接100%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	12,236	売掛金	3,616
					受取配当金	328	—	—
子会社	NDK HOLDINGS USA, INC.	直接100%	有 1名	配当金の 受取	受取配当金	245	—	—
子会社	NDK EUROPE LTD.	直接99.9% 間接 0.0%	有 1名	当社製品 の販売	製品の販売	10,827	売掛金	3,224
子会社	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	直接100%	有 1名	当社製品 の製造及 び販売、 資金の貸 付	製品の販売	2,585	売掛金	943
					資金の回収	529	関係会社短期貸付金	—
子会社	蘇州日電波電子工業有限公司	直接100%	有 1名	当社製品 の製造及 び販売	材料、製品の購入	8,035	買掛金	625
					資金の回収	1,666	関係会社長期貸付金	—
子会社	函館エヌ・デー・ケー株式会社	直接100%	有 2名	当社製品 の製造	設備の賃貸	515	未収入金	47
					材料、製品の購入	9,003	買掛金	1,254
					受取配当金	500	—	—
					資金の返済	1,550	関係会社短期借入金	450
子会社	古川エヌ・デー・ケー株式会社	直接100%	有 2名	当社製品 の製造	材料、製品の購入	6,839	買掛金	2,128
					資金の借入	520	関係会社短期借入金	520
					資金の回収	110	関係会社短期貸付金	—

(注) 1. 取引価格については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	744円14銭
2. 1株当たり当期純利益	38円65銭

株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 67,500株 期中平均の当該自己株式の数 67,500株

(追加情報)

役員向け株式交付信託

当社は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の取締役等を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式数は67,500株、その帳簿価額は89百万円です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 充博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原 鉄也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 潤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 充博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 入 夏 彦 ㊟

監 査 役 吉 利 誠 ㊟

監 査 役 吉 田 美菜子 ㊟

(注) 監査役吉利誠及び監査役吉田美菜子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当社本社事務所会議室

TEL：03-5453-6711

交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：**当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。**

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがございます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがございますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しく下さい。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。